

平成 28 年 6 月 27 日

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター
基本戦略担当 御中

〒100-8216
東京都千代田区丸の内1-3-1
一般社団法人全国銀行協会
副会長兼専務理事 高木 伸

「サイバーセキュリティ 2016（案）」に対する意見の提出について

平成 28 年 6 月 13 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり
意見をご提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「サイバーセキュリティ 2016（案）」に対する意見

該 当 箇 所	意 見
1.2(1)経営層の意識改革(ア)	投資家へのリスク開示の内容・範囲・周期・方法は、上場企業にとって過度の負担とならないものであることが望ましい。
1.2(1)経営層の意識改革(ウ)	企業のサイバーセキュリティ対策への取組を評価する場合、優良企業の対応負荷が増えないよう、国内外の既存の各種基準やガイドラインを活用いただきたい。
1.2(3)組織能力の向上(ウ)	再委託管理については、委託先事業者の独立性を要求する労働者派遣法との整合性を明確にしていきたい。
1.2(3)組織能力の向上(ウ)	委託先事業者におけるセキュリティ対策の状況を確認するための標準的な様式が整備されることが望ましい。
2.1(1)安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築(カ)	脆弱性情報の配信では、国内外におけるセキュリティ情報交換の方式に関する議論に準拠していただきたい。
2.1(1)安全・安心なサイバー空間の利用環境の構築(コ)	JPCERT/CC が解析したマルウェア検体情報の共有に際しては、情報提供源の秘匿に十分な注意が払われる必要がある。
2.2 重要インフラを守るための取組(オ)ほか	政府による演習・訓練の並立に際しては、目的および想定される参加者の棲み分けを相互に調整して明示いただきたい。
2.2(2)効果的かつ迅速な情報共有の実現(カ)	重要インフラ事業者等が保有するシステムに対する脆弱性試験は、その必要性は理解できるが、実施方法については、事業者の負担、事業への影響が最小限になるよう、ご配慮をいただきたい。既に事業者で試験を実施している場合は、その結果を参照すること等も検討いただきたい。

以 上